

令和7年度
発達障害のある幼児児童生徒に対する
就学前からの切れ目のない支援体制構築事業

(特別支援教育・不登校担当の
校内連携体制の在り方に関する調査研究)

報告書



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

調査の目的、調査の概要.....	2
発達障害のある児童生徒等の不登校の状況.....	3
各学校で実施されていた発達障害のある児童生徒等の不登校予防のための各種支援策と実施の程度.....	4
発達障害のある児童生徒等における不登校率と各種支援策の関連.....	6
発達障害のある児童生徒等に対する不登校の未然防止につながる学校等における具体的な取組.....	7
まとめ	9
参考　～発達障害を含む特別な教育的支援を要する子供たちへの支援に向けて 校長に求める校内の教育支援体制構築のポイント～	11

調査の目的

近年、特にコロナ禍を契機に、不登校はともに急激な増加を示している。令和元年度において、1,000人当たりの不登校児童生徒数は小中学生で18.8人、高校生では15.8人であったが、令和6年度にはそれぞれ38.6人、23.3人に上昇している。

その背景には、児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨が浸透したこと、コロナ禍以降の保護者や児童生徒の登校に対する意識の変化、特別な配慮を必要とする児童生徒や、生活リズムの不調等を抱える児童生徒への指導・支援に係る課題があったことなどが挙げられる。

文部科学省では、令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（問題行動等調査）において不登校と計上された児童生徒について、不登校の関連要因を明らかにするため、令和5年、「不登校の要因分析に関する調査研究」を実施した。この調査研究において、令和4年度に不登校であった児童生徒の約2～3割に発達障害の診断もしくは疑い、又は特別支援教育のニーズがあることが示された。また、発達障害等のある児童生徒では、特に心身の不調や生活リズムの不調を抱えやすく、また学業の困難が生じやすいことが過去の多くの研究からも示されている。

本事業では、発達障害のある児童生徒等にとって効果的な不登校予防策（特に、学校内外における校内支援体制や指導の在り方）を整理し、支援体制の充実につなげることを目指す。

なお、本事業は、公益社団法人子どもの発達科学研究所が受託団体として各種調査を実施し、文部科学省が取りまとめを行った。

調査の概要

本事業では、令和6年度の発達障害のある児童生徒等の不登校の状況と、発達障害のある児童生徒等に対する不登校未然防止のための対策について、小中学校を対象としたアンケート調査を実施した。また、アンケート調査の結果及び本事業に協力いただいた専門家からの推薦により、発達障害のある児童生徒等の不登校未然防止の具体的な実践を行っていることがうかがえた学校・教育委員会にインタビュー調査を実施した。

【アンケート調査の概要】

アンケート回答期間：2025年11月10日～2025年12月31日

対 象 校：全国の小学校及び中学校（義務教育学校、中等教育学校前期課程を含む。）のうち、ランダムに選択された1,000校及び協力が得られた自治体の教育委員会等から依頼いただいた570校（合計1,570校）

調査依頼：郵送又は教育委員会からの電子メールにて行い、各学校の状況について、令和6年度の状況をよく知る管理職や教職員に回答してもらうよう依頼した。回答はWebフォームへの記入方式とし、調査依頼書に記載された二次元コードから回答フォームに誘導した。

回 答 率：アンケート調査への回答は、432校より得られた（回答率27.5%）。

※回答は、地方によって回答数にばらつきがあったため、調査結果は一部の地方の結果に偏っている可能性があり、注意が必要である。

【インタビュー調査の概要】

インタビュー調査：2025年11月17日～2026年1月22日

調査対象校・機関：小学校10校、中学校8校（うち、学びの多様化学校2校）、教育委員会等5か所の計23機関（※）

選定方法：①学校教育・特別支援教育・心理学を専門とする研究者を通じて、発達障害のある児童生徒等における不登校が少ない学校、および未然防止に資する取組を実施している学校や教育委員会等に関する情報を収集し、これらの情報を踏まえ、選定した学校、教育委員会等

②アンケート調査において具体的な支援方法に関する自由記述が得られ、かつ、インタビュー調査への協力に同意が得られた学校

※インタビュー調査対象校・教育委員会

- ①小学校（10校）：伊丹市立神津小学校（兵庫県）／尾道市立因北小学校（広島県）／加古川市立平岡小学校（兵庫県）／川越市立新宿小学校（埼玉県）／熊谷市立妻沼小学校（埼玉県）／堺市立日置荘西小学校（大阪府）／吹田市立青山台小学校（大阪府）／吹田市立吹田第一小学校（大阪府）／飛騨市古川小学校（岐阜県）／松本市立島内小学校（長野県）
- ②中学校（8校）：尾道市立因北中学校（広島県）／鎌倉市立由比ガ浜中学校（神奈川県）／川越市立高階西中学校（埼玉県）／岐阜市立草潤中学校（岐阜県）／新宿区立新宿中学校（東京都）／鈴鹿市立鈴峰中学校（三重県）／豊中市立第八中学校（大阪府）／西宮市立浜脇中学校（兵庫県）
- ③教育委員会等（5か所）：尾道市教育委員会（広島県）／小金井市教育委員会（東京都）／堺市教育委員会（大阪府）／天童市教育委員会（山形県）／西宮市立こども未来センター（兵庫県）

発達障害のある児童生徒等の不登校の状況

Point

本調査に回答した学校において報告された令和6年度の不登校率は、すべての児童生徒で3.71%であった。
このうち、

- (1) 特別支援学級(自閉症・情緒障害)に在籍していた児童生徒では12.65%
 - (2) 通級による指導を受けていた児童生徒では7.10%
 - (3) 通常の学級に在籍し、通級による指導を受けていなかった児童生徒のうち、発達障害(疑い含む)に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった児童生徒では22.76%
- 上記(1)から(3)を合わせると13.26%であった。

さらに、各項目で小学校と中学校を比較したところ、全項目で、中学校における不登校率は、小学校の3倍以上と高い数値であり、学校段階別でみると、小学校段階より中学校段階においてより高い割合となった。

	小学校 (239校)	中学校 (183校)	全体※ ² (432校)
【参照】すべての児童生徒	1,402/69,480 (2.02%)	3,335/54,987 (6.07%)	4,788/129,014 (3.71%)
(1) 特別支援学級(自閉症・情緒障害)に在籍していた児童生徒	210/2,989 (7.03%)	365/1,566 (23.31%)	577/4,563 (12.65%)
(2) 通級による指導を受けていた児童生徒(自校通級・他校通級・巡回通級いずれも含む)	90/2,190 (4.11%)	89/687 (12.95%)	206/2,903 (7.10%)
(3) 通常の学級に在籍し、通級による指導を受けていなかった児童生徒のうち、発達障害(疑い含む)に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった児童生徒※ ¹	240/1,623 (14.79%)	247/536 (46.08%)	495/2,175 (22.76%)
上記(1),(2),(3)のいずれかに該当する児童生徒	540/6,802 (7.94%)	701/2,789 (25.13%)	1,278/9,641 (13.26%)

表:発達障害のある児童生徒等における不登校児童生徒数と不登校率

※¹ 発達障害とは、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害(ADHD)などとする。知的な遅れを伴う場合を含むが、発達障害を伴わない知的障害は除く。

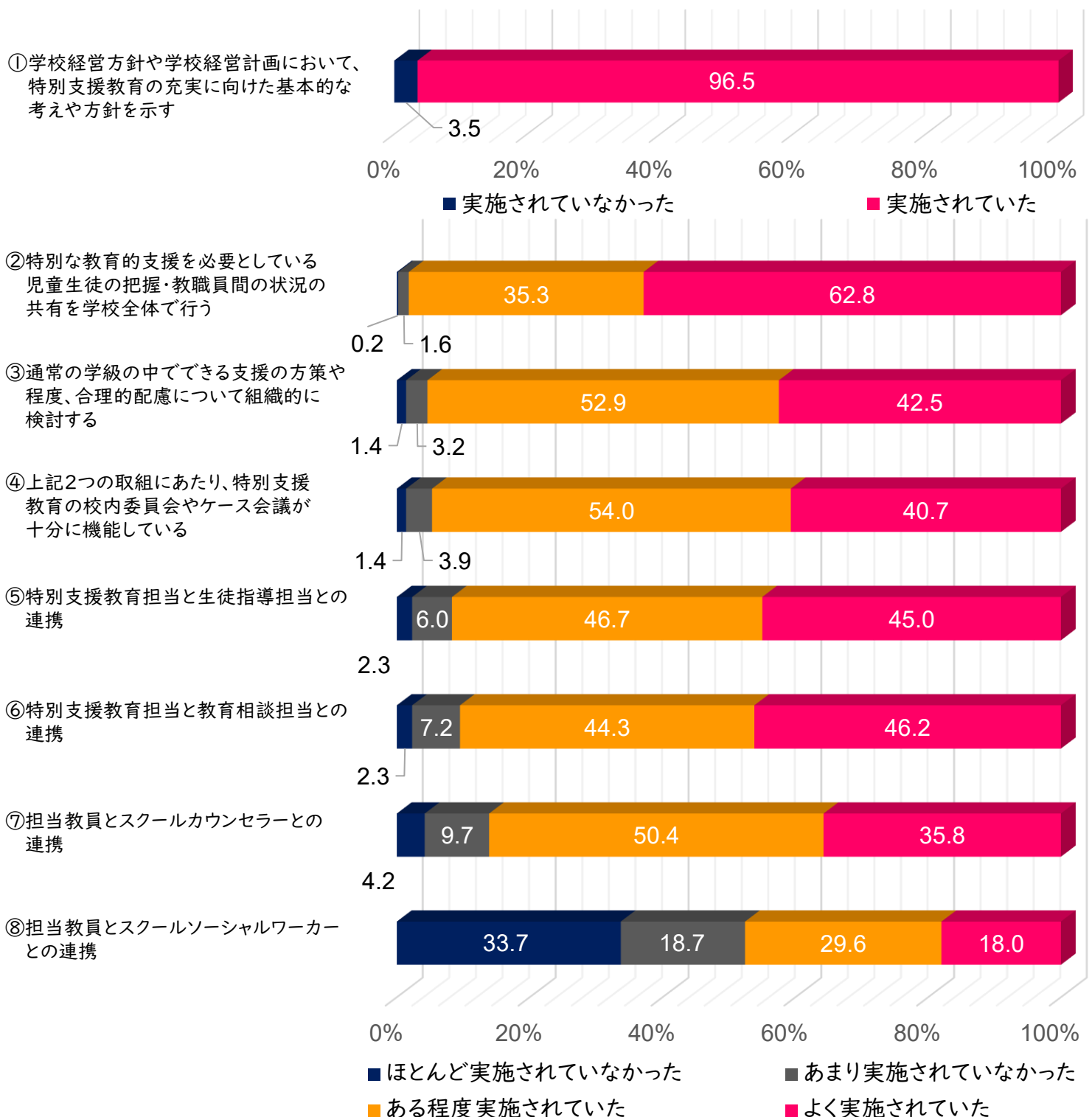
※²合計には、義務教育学校と中等教育学校(前期課程)を含む。

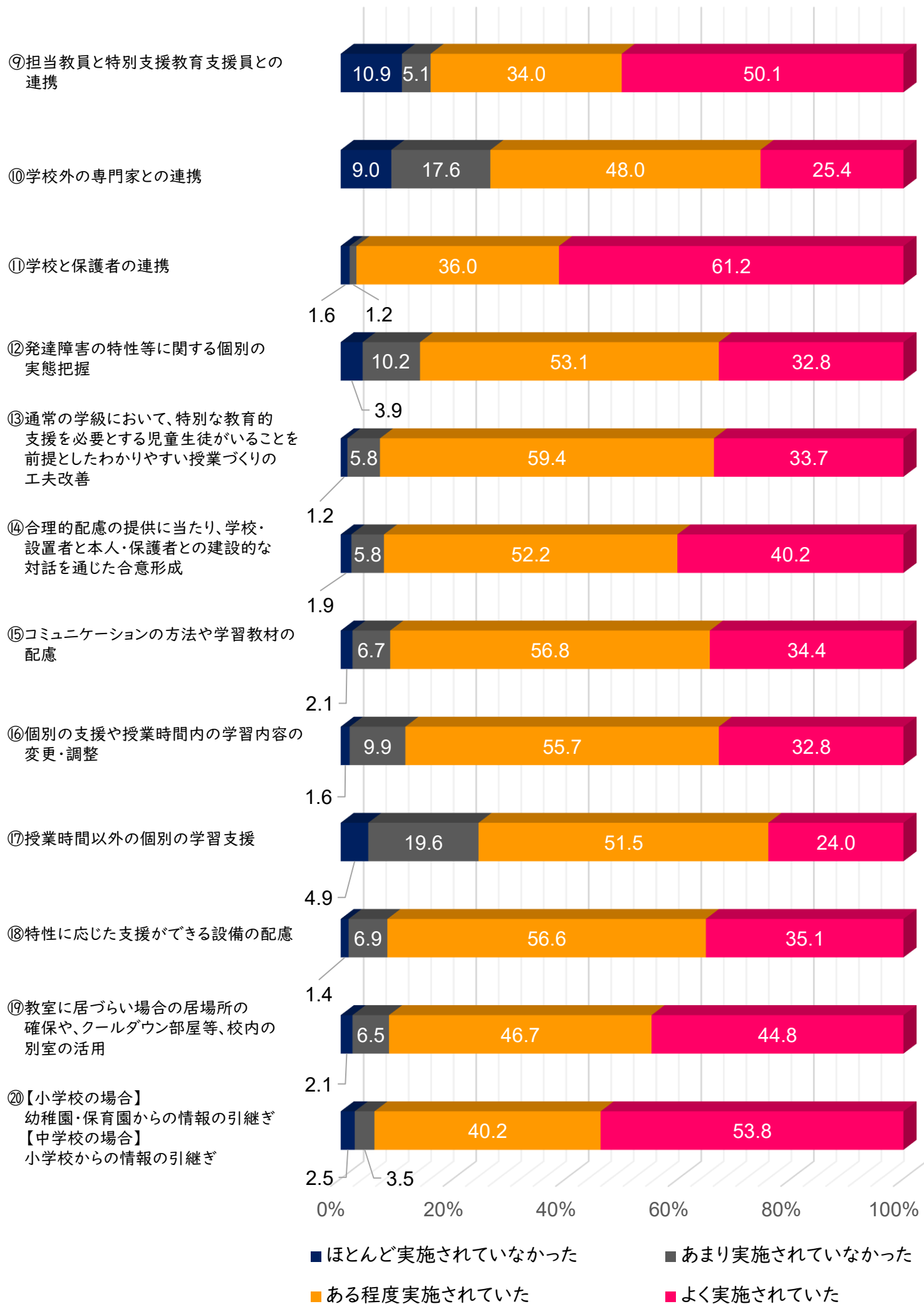
各学校で実施されていた発達障害のある児童生徒等の不登校予防のための各種支援策と実施の程度

Point

発達障害のある児童生徒等に対する不登校の予防策になり得る、下記①～②⑩の項目について、各学校においてどの程度実施されているか調査したところ、96.5%の学校において、学校経営方針や学校経営計画において、特別支援教育の充実に向けた基本的な考えや方針を示しているとの回答であった。

また、具体的な取組をみると、「よく実施されていた」又は「ある程度実施されていた」との回答は、学校全体での児童生徒の把握・教職員間の情報共有(②98.1%)、学校と保護者との連携(⑪97.2%)、情報の引継ぎ(⑩94.0%)で多かった。





発達障害のある児童生徒等における不登校率と 各種支援策の関連

Point

前期の①～⑳の項目のうち、発達障害のある児童生徒等における不登校の率と統計的に有意な関連が見られた支援策は、以下のとおりであった。

- ③通常の学級の中でできる支援の方策や程度、合理的配慮について組織的に検討する
- ④特別支援教育の校内委員会やケース会議が十分に機能している
- ⑪学校と保護者の連携
- ⑬通常の学級において、特別な教育的支援を必要とする児童生徒がいることを前提としたわかりやすい授業づくりの工夫改善
- ⑭合理的配慮の提供に当たり、学校・設置者と本人・保護者との建設的な対話を通じた合意形成
- ⑳幼稚園、保育園又は小学校からの情報の引継ぎ

支援体制	オッズ比	95%信頼区間	p値
① 学校経営方針や学校経営計画において、特別支援教育の充実に向けた基本的な考えや方針を示す※1	2.73	0.27, 27.06	0.39
② 特別な教育的支援を必要としている児童生徒の把握・教職員間の状況の共有を学校全体で行う	0.75	0.54, 1.03	0.08
③ 通常の学級の中でできる支援の方策や程度、合理的配慮について組織的に検討する	0.77*	0.61, 0.98	0.03
④ 上記2つの取組に当たり、特別支援教育の校内委員会やケース会議が十分に機能している※2	0.69*	0.53, 0.89	0.005
⑤ 特別支援教育担当と生徒指導担当との連携	0.82	0.67, 1.00	0.052
⑥ 特別支援教育担当と教育相談担当との連携	0.92	0.74, 1.15	0.46
⑦ 担当教員とスクールカウンセラーとの連携	1.01	0.83, 1.22	0.94
⑧ 担当教員とスクールソーシャルワーカーとの連携	1.09	0.97, 1.23	0.15
⑨ 担当教員と特別支援教育支援員との連携	1.00	0.85, 1.17	0.96
⑩ 学校外の専門家との連携体制	0.94	0.76, 1.15	0.54
⑪ 学校と保護者の連携	0.71*	0.52, 0.96	0.03
⑫ 発達障害の特性等に関する個別の実態把握	0.94	0.76, 1.15	0.52
⑬ 通常の学級において、特別な教育的支援を必要とする児童生徒がいることを前提としたわかりやすい授業づくりの工夫改善	0.75*	0.58, 0.97	0.03
⑭ 合理的配慮の提供に当たり、学校・設置者と本人・保護者との建設的な対話を通じた合意形成	0.74*	0.58, 0.96	0.02
⑮ コミュニケーションの方法や学習教材の配慮	0.95	0.73, 1.23	0.69
⑯ 個別の支援や授業時間内の学習内容の変更・調整	0.86	0.70, 1.07	0.18
⑰ 授業時間以外の個別の学習支援	0.86	0.71, 1.03	0.10
⑱ 特性に応じた支援ができる設備の配慮	0.80	0.62, 1.02	0.08
⑲ 教室に居づらい場合の居場所の確保や、クールダウン部屋等、校内の別室の活用	0.96	0.75, 1.24	0.78
⑳ 【小学校の場合】幼稚園・保育園からの情報の引継ぎ 【中学校の場合】小学校からの情報の引継ぎ	0.67*	0.49, 0.91	0.01

表：発達障害のある児童生徒等における不登校率と、各支援策の関連 * $p<0.05$

※1：選択肢は「実施されていた」「実施されていなかった」

※2：選択肢は「よく機能していた」「ある程度機能していた」「あまり機能していなかった」「ほとんど機能していなかった」

※1、※2を除くすべての項目の選択肢は「よく実施されていた」「ある程度実施されていた」「あまり実施されていなかった」「ほとんど実施されていなかった」
なお、分析にはフラクショナル・ロジットモデルを使用した。学校背景として、学校の設置者（国公私）、学校種別、在籍児童生徒数、発達障害やその特性のある児童生徒の割合、要保護・準要保護家庭の児童生徒の割合、外国籍または日本語指導が必要な児童生徒の割合で統制されている。

発達障害のある児童生徒等に対する不登校の未然防止 につながる学校等における具体的な取組

※学校が、発達障害のある児童生徒等に対する不登校の未然防止として効果的だったと感じた取組について、学校の自由記述回答をもとに文部科学省でとりまとめた。

○ 支援に関わるスタッフの資質向上を図ったり、複数の目で児童生徒や保護者と関わる体制を構築したりすることで、不登校の未然防止や長期化の防止につなげている取組。

- ・ 校内教育支援センターで支援に当たっている地域人材に対して、発達障害等により特別な教育的支援を必要とする児童を含め、児童理解を促進するための学習会を月1回の頻度で開催した（助言者をスクールカウンセラーが務めた）。
- ・ 定期的に実施する教師と生徒の二者面談について、生徒が面談相手となる教師を選択できるようにした。生徒にとって話しやすい教師との面談で、より深い対話につながった。
- ・ スクールソーシャルワーカーや、自治体の福祉担当部署と連携し、学校が踏み込みづらい家庭へのアプローチについて対応をお願いするなど、役割分担しながら対応した。
- ・ 児童が学童保育所の指導員と信頼関係を築けていたため、学童保育所から学校に送り出してもらうなど、連携して対応した。
- ・ 児童に関わっている医師と教師が双方向で情報提供を行い、学校での様子も共有しながら、対応について相談した。

○ 環境づくりの工夫によって、児童生徒が安心して生活・学習できる場・機会を保障したり、個々の障害の状態等やニーズに応じた指導・支援の工夫・配慮により、障害等による困難から生じる過負荷を低減したりし、学習の継続につなげている取組。

- ・ 注意や集中の持続に困難がある児童生徒について、余分な刺激を軽減するため、座席配置に配慮したり、黒板周辺の掲示物の精選やカーテンの開閉の調整を行った。
- ・ 感情のコントロールが難しく、興奮が治まらない場合等を想定し、保健室、相談室、クールダウンのスペース、一人で集中して取り組める場所等、安心できる居場所づくりを行った。
- ・ 教室、座席、学習方法を固定せず、児童生徒自身が選択できるようにした。
- ・ 見通しが持てないことで生じる不安を軽減するため、1日のスケジュールや1時間の授業の流れを可視化した。
- ・ 言語表出によるコミュニケーションが難しい児童について、気持ちを表現できるカードを用意し、イライラしたときなどに机上に置くことで教師に状況を伝えられるようにした。
- ・ 学習課題について、個々の障害の状態等に応じて内容や量の調整を行った。
- ・ 絵を描くことが得意な児童にチラシのデザインをお願いするなど、児童の得意なことを活かすことで、自己有用感につなげた。

○ 就学時、進学時の引継ぎを丁寧に行うことで、一貫した支援の実施や環境が大きく変わるタイミングでの不登校を未然に防止している取組。

- 就学前に、小学校と幼稚園等の交流学习を行ったり、小学校の教師が幼稚園等を複数回訪問するなどして、園児・児童の普段の活動を丁寧に観察し、入学後の対応を早い段階から計画するようにした。
- 小学校6年生の担任と新中学1年生を受け持つ予定の教師団との情報交換会を実施し、その場で情報の引継ぎを行った。
- 中学校の教師が小学校を訪問し、ティーチングアシスタントとして児童に積極的に関わる機会を設けた。
- 引継ぎは複数の職員で行い、障害等により特別な教育的支援を必要とする児童について、情報を多面的に捉えられるようにした。
- 引継ぎに際しては、どのような場面・タイミングで困ることが多いのか、その際にどのように表現するのか、どのように対応するのが効果的か、あるいは、うまくいかなかった対応例はどのようなものがあるか等、具体的な情報入手となるようにした。
- 環境が変わっても安心して過ごせるように、入学前に登校してもらい、事前に校内や教室内を確認してもらった。

また、発達障害のある児童生徒等への支援において、事前に知っておきたい知識やあったら良いと思う研修等について自由記述で聞いたところ、

- 発達障害の特性（不器用さ、感覚の過敏性や鈍感性等のあまり知られていない特性を含む）について理解しておく必要がある。
- WISC等の発達検査の見方について研修の機会があるとよい。
- 発達障害等の児童生徒に対する、効果的な指導方法や授業づくり、環境整備について、具体的に知りたい。
- 校種をまたいだ教職員の合同研修の実施や指導主事からの指導助言の機会の充実が図られると良い。

等の回答があった。

まとめ

- ・本調査において、発達障害のある児童生徒等における不登校率は、小学校段階より中学校段階で高い割合となっていた。
 - ・通常の学級に在籍し、通級による指導を受けていないが発達障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった児童生徒において、不登校率が特に高く、個々のニーズに応じた適切な指導や必要な支援が十分になされていなかった可能性がある。
 - ・各学校における特別な教育的ニーズに応じた取組として、
 - 「通常の学級の中でできる支援の方策や程度、合理的配慮について組織的に検討する」
 - 「通常の学級において、特別な教育的支援を必要とする児童生徒がいることを前提としたわかりやすい授業づくりの工夫改善」
 - 「合理的配慮の提供に当たり、学校・設置者と本人・保護者との建設的な対話を通じた合意形成」
- 等、発達障害のある児童生徒等における不登校率と有意な関連が見られたものがあり、発達障害のある児童生徒等の不登校の未然防止に一定の効果がある可能性が示唆された。

以上の調査結果及び調査を通じて把握した学校や教育委員会における実践事例から、発達障害のある児童生徒等の支援に当たっては、通常の学級に特別な教育的支援を必要とする児童生徒がいることを前提とした見立てと支援が、関係機関や専門家、保護者等との連携のもと、組織的に行われるよう、支援体制の構築を図ることが重要である。

このため、個々の教育的ニーズに応じた個別対応だけでなく、通常の学級における環境づくりや授業づくりの工夫が不登校等の二次的な問題の未然防止につながるという視点を忘れてはいけない。

こうした取組について、文部科学省では、生徒指導提要や体制整備のガイドライン等を通じてその重要性を示してきており、各自治体及び学校においては、次ページの内容も参照の上、取組を進めることが効果的と考えられる。



文部科学省が公表している、生徒指導提要やガイドライン等を参考にしながら、障害による特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する早期発見・早期支援につながるよう、校内体制の構築に努めることが重要と考えられる。

校内の教育支援体制の構築

発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援の充実には、校長のリーダーシップによる、校内支援体制の構築が重要。

- ・校内委員会を設置し、児童生徒の実態把握、実態把握に基づく支援の検討・実施、基礎的環境整備、合理的配慮の提供等について、特別支援教育コーディネーターを中心に組織的に対応
- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用、引継ぎ
- ・研修等を通じた教職員の専門性向上、SCやSSW等教員以外の専門スタッフの活用
- ・保護者・関係機関との連携 等

参照



発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する
教育支援体制整備ガイドライン（H29.3文部科学省）→

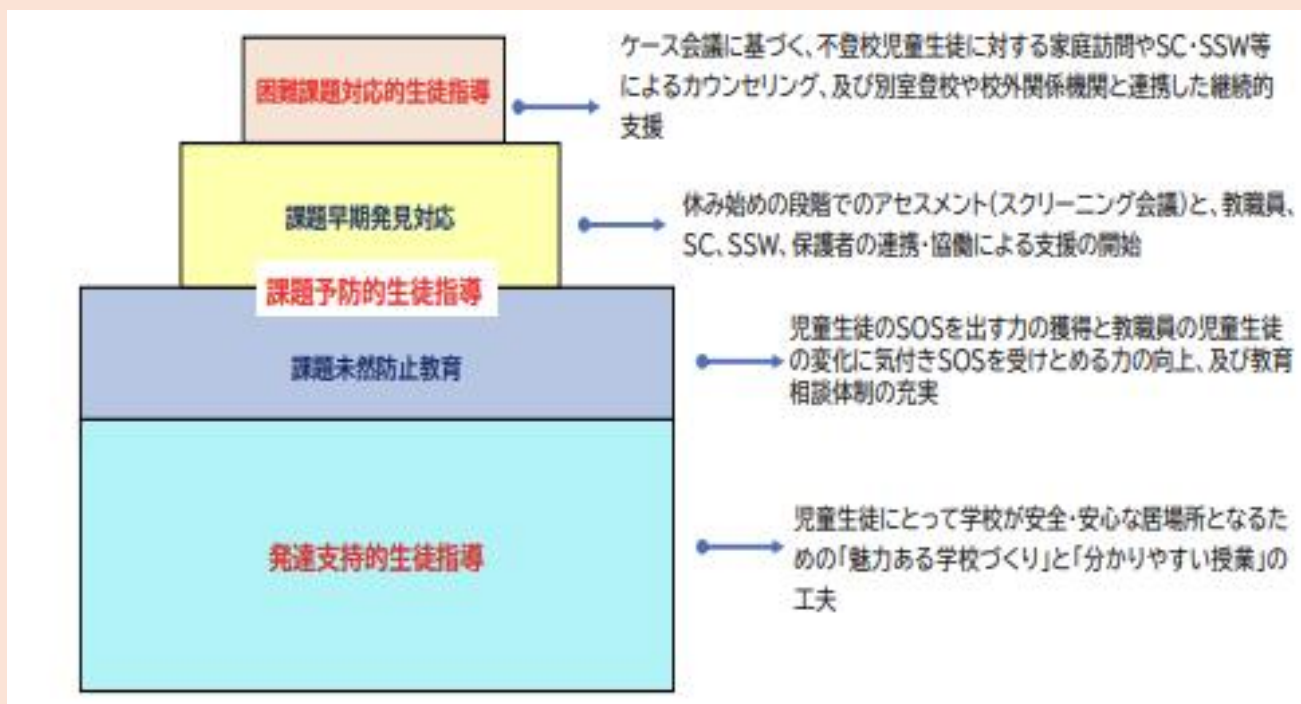


発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒への
適切な支援に向けた新年度における対応について（別紙2）
（R8.3.26文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）→



不登校に関する生徒指導の重層的支援構造

下図のような4層にわたる重層的な支援構造を踏まえ、課題の未然防止や再発防止の観点からは、全ての児童生徒を対象とした第1層、第2層に係る指導の創意工夫が大事。



参照



生徒指導提要（R4.12文部科学省）→



発達障害を含む特別な教育的支援を要する子供たちへの支援に向けて

校長に求める校内の教育支援体制構築のポイント

発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする子供たちへの支援の充実には、校長のリーダーシップによる、校内支援体制の構築が重要です。ガイドライン（※）が校長に求める、特別支援教育を柱とした学校経営の在り方のポイントを以下にお示ししますので、各校長は、自校の状況について、今一度ご確認をお願いいたします。

（※） 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（平成29年3月文部科学省）

校内の教育支援体制構築に向けた3つのポイント

① ② ③

※ ①～③の各ポイントを順にお示します。

① 組織対応

組織対応

校内委員会の設置と運営

特別支援教育コーディネーターの
指名と校務分掌への位置付け

個別の教育支援計画・個別の指導
計画の作成と活用・管理

② 専門性向上

専門性向上

教職員の理解啓発と専門性の向上

教員以外の専門スタッフの活用

③ 保護者・関係機関との連携

保護者・関係機関との連携

保護者との連携の推進

専門家・専門機関との連携の推進

進学等における適切な情報の引継ぎ

① 組織対応

校内委員会の設置と運営

- 校内委員会の運営における、**開催手順（定期開催、必要と判断した場合に開催する等）**は明確になっていますか。
- 学校の方針を決め、**教育支援体制の構築上必要な者（特別支援教育コーディネーター等）**を校内委員会の構成員としていきますか。

特別支援教育コーディネーターの 指名と校務分掌への位置付け

- 特別支援教育コーディネーターが、**合理的配慮の提供という点で重要な役割を担うこと**を、学校として確認ができていますか。
- 指名した特別支援教育コーディネーターが**専業従事**でききるような配慮を、学校として行うことができていますか。
（※ 専業従事に向けては、**複数指名**も考えられます）

個別の教育支援計画・個別の指導 計画の作成と活用・管理

- **合理的配慮の内容を個別の教育支援計画に明記**した上で、その内容を関係機関へ適切に引き継いでいますか。
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画は、**作成が目的ではなく、実施、評価、改善を繰り返すことが最重要であること**について、学校として確認ができていますか。

② 専門性向上

教職員の理解啓発と専門性の向上

- 全校的な特別支援教育の推進に向け、**特別支援教育コーディネーターを中心に校内研修を組織的に計画し、障害理解をはじめとした教師の意識改革や、特別支援教育を担う教師の専門性向上に向けた取組が、学校としてなされていますか。**
- 学校外で行われる研修への参加に当たっては、**校内の教育支援体制における各教師の役割（学級担任、特別支援教育コーディネーター等）に応じた必要な研修を各教師が受講できるよう、学校としての配慮がなされていますか。**

教員以外の専門スタッフの活用

- 特別支援教育支援員が各学級担任や特別支援教育コーディネーター等との間でどのような連携・協力をするのかについて、**個別の教育支援計画等に基づき、学校として事前に決めていますか。**
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケアを行う看護師等の専門スタッフと教師が連携・分担し、組織的な支援が行えるよう、**子供の実態や支援内容、各役割分担等について、個別の教育支援計画等を活用の上、特別支援教育コーディネーターを中心に、学校としての共通理解が図られていますか。**

発達障害を含む
障害のある幼児児童生徒に
対する教育支援体制整備
ガイドライン

全体版はこちらから



(文部科学省HP)

③ 保護者・関係機関との連携

保護者との連携の推進

- 学校だよりや教育相談等の機会を活用したり、PTA等の協力も得たりしながら、学校として、**全ての保護者に対して特別支援教育の理解推進を図る取組**がなされていますか。
- 個人情報保護の観点から、情報の管理を慎重に行い、**本人や保護者の意向を確認しながら、誤解や学校への不信感が生じないよう、学校として保護者へ配慮することができていますか。**
- 保護者から聞いた家庭での様子等を個別の教育支援計画へ反映する等、**個別の教育支援計画の作成・活用における保護者の参画**が重要であることを、学校として確認ができていますか。

専門家・専門機関との連携の推進

- 特別支援学校のセンター的機能の活用には、活用方針を定めた上で、**特別支援教育コーディネーターを窓口とした具体的な相談**を行うことができていますか。
- **医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関と連携を図るとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に、各関係機関との連携方法について、学校として整理ができていますか。**

進学等における適切な情報の引継ぎ

- **個別の教育支援計画等を活用し、教育上特別の支援を必要とする子供の支援内容を、進学先へ適切かつ確実に引き継いでいますか。**
- 進学に伴う学習環境等の変化を踏まえ、関係教職員による学校見学や、本人・保護者による事前見学等、**学校間での積極的な連携**が重要であることを、学校として確認ができていますか。
- 高等学校等進学時の入学者選抜を踏まえ、**中学校は入学者選抜前、入学前等の適宜の時期に、どの情報を引き継ぐかを整理すること、高等学校は選抜時の配慮の提供等について積極的に周知すること**の重要性について、学校として整理ができていますか。